



退職や就職をした人へ

保険証の切り替え手続きはお済みですか

☎〔保険証〕 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232) 49112
☎〔保険税〕 税務課 住民税係 ☎(232) 49111

退職して会社の健康保険を辞めたときや、就職して新たに会社の健康保険に加入したときは、ご自身で保険証の切り替え手続きをしてください。

退職し、すぐに再就職をしない場合

○社会保険などの任意継続をする
保険者が定めた申請期限内に、加入していた健康保険へ申請をしてください。

※健康保険の加入期間が退職した日まで継続して一定以上であれば、継続できる場合があります。詳しくは加入している保険者にお問い合わせください。

○国民健康保険へ加入する

退職日から14日以内に健康・保険課または西部支所で届け出をしてください。

■必要書類

- ・退職した会社などからの「健康保険等資格喪失証明書」
- ・印鑑
- ・マイナンバーが分かるもの（保険の切り替えをする人と世帯主分）
- ・窓口に来る人の身分証明書

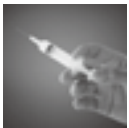
■注意事項 国保の加入日は、前の社会保険などの資格を喪失した日です。国民健康保険税も国保の加入日にさかのぼって課税されます。早めに入入手続きをしてください。

会社の健康保険証が交付された場合

○国民健康保険（国保）を離脱する
健康・保険課または西部支所で届け出をしてください。

■必要書類

- ・国民健康保険証（離脱する人の分）
- ・新しく交付を受けた「健康保険証」（離脱した人全員分）
- ・印鑑
- ・マイナンバーが分かるもの（保険の切り替えをする人と世帯主分）
- ・窓口に来る人の身分証明書
- 注意事項 国保を離脱するときは、必ず手続きが必要です。遅れると、社会保険料と国民健康保険税の二重払いになる恐れがあります。早めに入入手続きをしてください。



ワクチン接種で予防

日本脳炎の予防接種はお済みですか

☎ 健康・保険課 保健予防係 ☎(232) 49112

3歳、4歳のお子さんに加えて、9歳になる人と18歳になる人も、日本脳炎の予防接種をお勧めしています。

日本脳炎とは

ブタなどの体内で増えた日本脳炎ウイルスが蚊によって媒介され、感染します。7日～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、おう吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎を起こします。人から人への感染はありません。

母子健康手帳で接種履歴を確認し、日本脳炎の接種回数が不足している場合は接種しましょう。

■費用 無料

■接種医療機関

「菊陽町予防接種だより」に掲載しています（事前に予約が必要です）。

■医療機関へ持参する物

母子健康手帳、予防票（※）
※予防票の交付が必要な人は、母子健康手帳と印鑑を持参し、健康・保険課で申請をしてください。

■対象者

	接種対象年齢	回数
第1期初回	生後6カ月～90カ月（7歳6カ月）に至るまで	2回
第1期追加		1回
第2期	9歳以上13歳未満	1回
特例措置*	① 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれ（20歳になるまでの間） ② 平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ ※ ② の人は9歳になったら第1期末接種分も接種できます（9歳～13歳未満の間）。	

※特例措置とは、平成17年の積極的な接種勧奨の差し控えで、第1期、第2期の接種が受けられなかった人の接種機会を確保するためのものです。

たばこと歯の関係

歯周病を進行させる喫煙

喫煙は糖尿病と並んで、歯周病の二大危険因子といわれています。禁煙は歯周病予防だけでなく全身の健康を守ることにもつながります。5月31日は世界禁煙デーです。この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。



歯周病悪化

喫煙者の歯周病は症状が出にくい

病原菌が体内に侵入した場合、歯ぐきが腫れたりうんだり、ブラッシング時に出血したりします。しかし、喫煙で歯ぐきが低酸素状態になったり免疫力が低下したりしていると、病原菌が侵入してきても免疫の数が足りずに、そのような症状が出にくくなります。

つまり自覚症状が少なくても歯周病はどんどん進行し、歯周組織の破壊が進んでしまいます。

歯周組織を守るためにも、ぜひ禁煙にチャレンジしていきましょう。

■問い合わせ

健康・保険課 保健予防係 ☎(232) 4912

国民健康保険証や後期高齢者医療保険証をお持ちの人へ

はり・きゅう券の交付と人間ドック健診の補助

この機会に体の健康状態を確認しませんか。ぜひご活用ください。



はり・きゅう券

■対象者 次の全てに当てはまる人

- ・国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、はり・きゅう療養費の支給を受けていない人
- ・保険税（料）の未納がない人

■施術所

- ・渡部はり・マッサージ ☎(232) 4883
- ・緒方鍼灸あんま治療院 ☎(232) 2166
- ・川端鍼灸マッサージ治療院 ☎(234) 7057

■交付枚数

- ・国民健康保険被保険者1世帯 年間60枚まで
- ・後期高齢者医療被保険者1人 年間30枚まで

■補助額 1回の施術につき千円

■申込方法 健康・保険課か西部支所に印鑑、保険証、身分証明書を持参して申し込んでください。

人間ドック健診

■対象者 次の全てに当てはまる人

- ・国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者
- ・保険税（料）の未納がない人

■健診機関

- ・日本赤十字社熊本健康管理センター
- ・済生会熊本病院予防医療センター
- ・熊本県総合保健センター

■健診コース 標準コース、消化器コースなど25コース（コースで個人負担金異なります）

■補助額 一律2万5千円

■申込方法 健康・保険課か西部支所にて備え付けの申込書に記入して提出してください。

■申込期限

5月31日（月）（コースごとに定員になり次第終了）

■問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232) 4912